

川崎市公告第1581号

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る法対象条例環境
影響評価方法書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第48条の規定に基づく法対象条例環境影響評価方法書の提出がありましたので、同条例第49条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第51条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年12月24日

川崎市長 福田 紀彦

法対象条例環境影響評価方法書について

1 法対象事業者

名 称：E N E O S P o w e r 株式会社

代表者：代表取締役社長 香月 有佐

所在地：東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

2 法対象事業の名称及び種類

(1) 名 称

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

(2) 種 類

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）の新設

3 法対象事業を実施する区域

神奈川県川崎市川崎区扇町 1 2 番 1 号

E N E O S 株式会社川崎事業所の敷地内

4 法対象事業の目的及び内容

(1) 目 的

国内における電力需要増加を見据えた火力発電所の新設による電力の安定供給

(2) 内 容

ア 原動力の種類

天然ガスを燃料としたガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

イ 出力

約 7 5 万 kW

5 法対象事業の施行期間

令和 11 年（前半）～令和 15 年（前半）予定

6 法対象条例環境影響評価方法書の要旨

第 1 章 法対象事業の概要

第 2 章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の
結果をとりまとめたもの

第 3 章 計画段階環境配慮書に対する市民意見等の概要と事業者との見解

第 4 章 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況並びに環境特性

第 5 章 環境影響評価の項目の選定

第 6 章 環境影響の調査、予測及び評価の手法

第 7 章 環境配慮項目

第 8 章 関係地域の範囲

第 9 章 その他

7 法対象条例環境影響評価方法書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（1）期間

令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 2 月 6 日（金）まで

（2）場所及び時間

川崎区役所 2 階、大師支所仮庁舎 2 階、田島支所仮庁舎 2 階、幸区役所 1 階、
日吉出張所 1 階、中原区役所 5 階及び環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階
窓口⑥）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（環境評価課は午後 5 時 15 分まで）

土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（令和 7 年 12 月 29 日～令和 8 年
1 月 3 日）は除く。ただし、川崎区役所及び幸区役所は令和 8 年 1 月 10 日

(土) 及び 1 月 24 日 (土) の午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までは行
います。

※ 縦覧開始日 (12 月 24 日) は、午前 10 時から縦覧を行います。